

学校における医療的ケアの実施に関する検討会議「中間まとめ」概要

1. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方について

※小・中学校等を含む「すべての学校」、人工呼吸器の管理などを含む「すべての医療的ケア」を想定。

(1) 学校における医療的ケアに係る関係者の役割分担について

- 学校は、児童生徒等が集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、児童生徒等の安全確保が前提。**学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持つ。**
- 教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが、その責任を果たし、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要。
- 国は、教育委員会や学校が参考となるよう、**標準的な役割分担例を示す**ことが必要。

(役割分担の例)

○教育委員会	○看護師	○保護者
<ul style="list-style-type: none">医療的ケアに係るガイドラインの策定看護師の確保（雇用・派遣委託）教職員・看護師に対する研修〔都道府県単位の支援体制〕実施体制等について、保護者や医療関係者等への周知等	<ul style="list-style-type: none">医療的ケア児のアセスメント医療的ケアの実施、記録・管理・報告必要な医療器具、備品等の管理認定特定行為業務従事者教職員への指導助言 等	<ul style="list-style-type: none">学校における医療的ケアの実施体制と責任を分担することの理解学校との連携・協力必要な医療器具等の準備健康状態の報告 等
○教職員 【校長等管理職】 <ul style="list-style-type: none">校内の医療的ケア安全委員会の設置・運営・看護師の勤務管理 等 【全ての教職員】 <ul style="list-style-type: none">・看護師等との情報共有・必要な衛生環境理解 等 【認定特定行為業務従事者である教職員】（上記全ての教職員に加え） <ul style="list-style-type: none">・医療的ケアの実施（特定行為のみ） 等 【養護教諭】（上記全ての教職員に加え） <ul style="list-style-type: none">・児童生徒等の健康状態の把握、医療的ケア実施に関わる環境整備 等	○医師 【教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医】 <ul style="list-style-type: none">医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認医療的ケアに関する研修 等 【主治医】 <ul style="list-style-type: none">本人や学校の状況を踏まえた書面による指示緊急時に係る指導・助言個別の手技に関する看護師等への指導 等	

(2) 医療関係者との関係について

- 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、**小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用**することが必要。
- 指示書の内容に責任を負う主治医との連携**も不可欠。学校は医療的ケア児の健康状態等の必要な情報を主治医に提供することが必要。
- 教育委員会は、**医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を学校医としたり、特に医療的ケアについて指導・助言を得るための医師（医療的ケア指導医）として委嘱**したりすることが重要。

(3) 保護者との関係について

- ・ 健康状態や医療的ケアの頻度、想定される緊急時の対応などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、あらかじめ学校・保護者の双方で共通理解を図ることが必要。主治医等の医療関係者や相談支援専門員等を交えることも有効。
- ・ 健康がすぐれない場合の無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段を確保するなど保護者にも一定の役割。
- ・ 保護者の付添いについては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限るよう努めるべき。やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しなどを丁寧に説明することが必要。

2. 教育委員会における管理体制の在り方について

- ・ 教育委員会は、域内の学校に共通する重要事項について、ガイドライン等を策定。
- ・ 教育、福祉、医療等の関係部局・関係機関、保護者の代表者などから構成される運営協議会を設置。
- ・ 運営協議会の運営に当たっては、医療的ケアや在宅医療に精通した医師や看護師を加えるなどに留意。
- ・ 人工呼吸器の管理をはじめ、特定行為以外の医療的ケアについては、一律に対応するのではなく、個々の医療的ケア児の状態に応じてその安全性を考慮しながら対応を検討することが重要。
- ・ 看護師の配置については、教育委員会が自ら雇用するだけでなく、医療機関等に委託することも可能。その場合、看護師と校長や教職員との連携を十分に図ることが必要。
- ・ 都道府県単位での研修の実施など、都道府県教育委員会等による市町村教育委員会や市町村立小・中学校への支援体制の構築が必要。

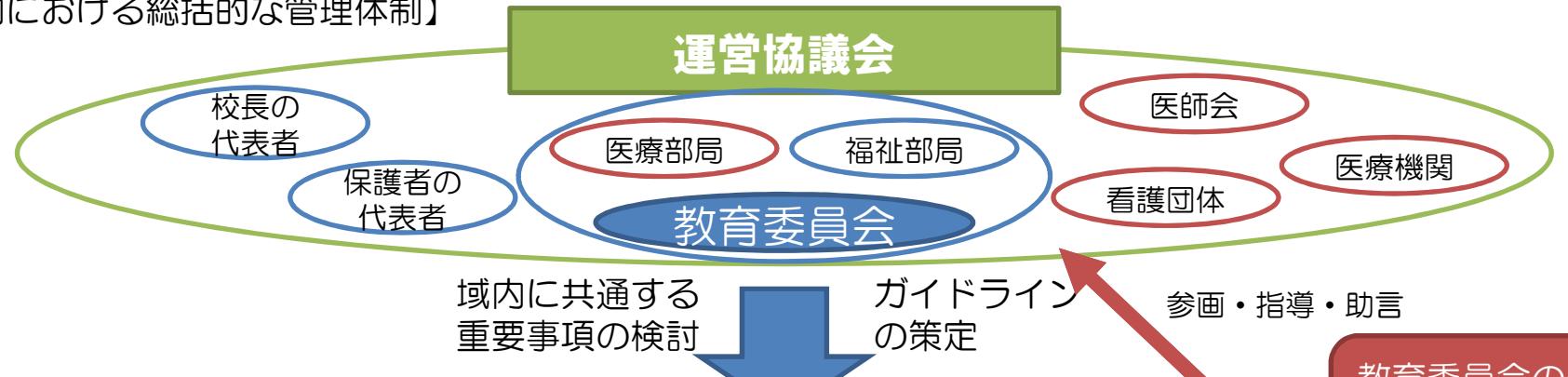
3. 学校における実施体制の在り方について

- ・ 学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、各学校における実施要領を策定。
- ・ 医療的ケア安全委員会を設置するなど、校長の管理責任の下、関係する教諭・養護教諭、看護師、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医等が連携し、対応できる体制を構築。
- ・ 医療的ケア安全委員会の運営や個々の医療的ケアの実施に当たっては、主治医のほか、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に指導助言を求める。
- ・ 医師が近くにいない中で医療的ケアに当たる看護師の不安を可能な限り解消する配慮が必要。指導的な立場の看護師の配置に加え、学校医や医療的ケア指導医、主治医や訪問看護ステーション等の看護師と直接意見交換や相談できる体制の構築、「チーム学校」の一員として、関係する教職員とのコミュニケーションや、校長等との面談の設定等も重要。

※中間まとめとは別に、医療関係者の委員による教職員・看護師の研修テキストの編集作業を進め、進捗に応じて検討会議に報告予定。2

学校における医療的ケアの実施体制

【域内における総括的な管理体制】



【学校における組織的な実施体制】



- 医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応などを踏まえ、学校での対応について双方で共通理解。協議には必要に応じて医師等の第三者も交える。

- 体調不良時の登校は控える、緊急連絡体制を構築する等の保護者の役割も共有。

- 保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努める。

教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医

※医療機関に医療的ケアの実施を委託することも可能

- 医療的ケアの指示の内容に責任を負う。
- 健康状態や学校の状況等を踏まえて指示書を作成。